

第4次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた 具体的施策の進捗状況について

令和6年1月17日

第4次犯罪被害者等基本計画における主な国交省関係施策

○ 自動車事故における保険金支払いの適正化、医療サービスの提供等

保険金支払の適正化等

- ・ 自賠責保険による補償を受けることができない無保険車の事故等による被害者に対して、自動車ユーザーの負担による政府保障事業で国土交通省が直接、自賠責相当の保障金の支払いを実施。

自動車事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等

- ・ 治療・看護・リハビリテーションの機会の充実等について、療護施設の設置・運営等の環境整備を推進。
- ・ 「介護者なき後」の生活の場となり得るグループホーム等の人材確保等に要する費用を補助。

○ 公共交通事故等の被害者等への支援

公共交通事故の被害者等への支援

- ・ 国土交通省公共交通事故被害者支援室において、被害者等の方々への必要な情報提供や相談等に対応。
- ・ 交通事業者に対して、被害者支援の体制・支援内容を定めた「被害者等支援計画」の策定を促進。

交通事故相談活動の推進

- ・ 全国どこにおいても質の高い交通事故相談を受けられる体制を整備するため、全国の都道府県・政令指定都市等の交通事故相談所に交通事故相談員を配置。

○ 犯罪被害者等に関する情報の保護

犯罪被害者等に関する情報の保護

- ・ 配偶者からの暴力行為、ストーカー行為、児童虐待等の被害者を保護するため、全国の運輸支局等において犯罪被害者の個人情報等の情報管理を徹底。

○ 居住安定のための公営住宅への優先入居等

公営住宅への優先入居等

- ・ 公営住宅への優先入居又は目的外使用による特段の配慮を地方公共団体に対して要請。
- ・ 民間賃貸住宅への入居支援活動等を行う居住支援協議会等に対して補助金を交付。

保険金支払の適正化等【施策番号5, 7, 8】

第4次犯罪被害者等基本計画

第1 損害回復・経済的支援等への取組

1 損害賠償の請求についての援助等(基本法第12条関係)

(4) 保険金支払の適正化等

【施策番号5】自賠責保険金の支払の適正化

○自賠責保険・共済からの支払いに係る被害者と保険会社等との紛争について、(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構が調停を実施。

○国土交通省は、保険会社等が重要事案(死亡・後遺障害等)について保険金を支払った旨の届出や被害者からの申出があった場合に審査を実施するとともに、保険会社等への立入検査及び必要な指示を実施。

<調停の実施状況(令和4年度)>

受付件数	786件
調停件数	669件

<重要事案審査の状況(令和4年度)>

重要事案審査件数	77,117件
----------	---------

【施策番号7】(公財)日弁連交通事故相談センターによる支援

○現在、全国156か所の相談所で交通事故の民事紛争に関する法律相談を行い、46か所の相談所において示談斡旋業務を実施。

<法律相談・示談斡旋の状況(令和4年度)>

法律相談件数	37,568件
示談斡旋件数	926件

【施策番号8】無保険車等の事故による犯罪被害者等への支援

○加害者が特定できないひき逃げや無保険車のため加害者による賠償金の支払いが困難であり、かつ、他の手段では救済を受けることができない場合において、被害者からの請求に基づき、国土交通省が直接、被害者に保障金の支払いを実施。

<政府保障事業の支払実績(令和4年度)>

	填補件数	填補額
ひき逃げ	206件	116百万円
無保険	69件	182百万円
合計	275件	299百万円

公営住宅への優先入居等【施策番号20～24】

第4次犯罪被害者等基本計画

第1 損害回復・経済的支援等への取組

3 居住の安定(基本法第16条関係)

(1) 公営住宅への優先入居等

【施策番号20, 21】地方公共団体による公営住宅の優先入居や目的外使用の取扱いの推進等

○公営住宅への優先入居・目的外使用に係る特段の配慮について、地方公共団体に対し要請等(平成17年12月通知等)を行うとともに、引き続き、公営住宅担当者会議や各種研修等の場において周知を実施。

○令和5年3月24日付けで通知を改正し、①優先入居について条例等に規定の無い自治体への積極的な検討の要請、②入居に際し、保証人を必要としないなど弾力的な運用、③公営住宅入居者が犯罪被害者となった場合などにおいて、他の公営住宅への転居が可能であること等を地方公共団体へ通知。

【入居状況】(令和4年12月現在)(都道府県及び政令市)

・犯罪被害者等の公営住宅への優先入居戸数 : 723戸

・犯罪被害者等の公営住宅への目的外使用入居戸数 : 83戸

【施策番号22】公営住宅の管理主体からの借上げ要請への対応

○現時点で、公営住宅の管理主体からUR賃貸住宅の借り上げ要請はないが、要請があれば柔軟に対応する。

【施策番号23】居住支援協議会等による犯罪被害者等への住居のマッチング・入居支援等の取組の支援

○令和5年12月末時点で、47都道府県93区市町で居住支援協議会が設立。そのうち、民間賃貸住宅等への入居支援活動を行う協議会に対し、1,000万円等を上限に補助を実施。令和5年度予算として78協議会へ交付決定済(令和5年12月末時点)。

【施策番号24】関係機関との連携による公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供

○各都道府県の警察及び検察当局等の関係機関と緊密に連携し、犯罪被害者等へ公営住宅への入居に関する情報提供について、積極的に対応するよう、地方公共団体に対し要請(平成17年12月に通知を発出)。

自動車事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等【施策番号45】

第4次犯罪被害者等基本計画

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(基本法第14条関係)

(8) 自動車事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等

【施策番号45】自動車事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等

<質の高い治療・看護・リハビリテーションを受けられる機会の拡充>

○自動車事故による重度後遺障害者に対する治療・看護・リハビリテーションの機会の充実等について、**(独)自動車事故対策機構(ナスバ)による療護施設の設置・運営**や、**介護者なき後に備えるための環境整備等**を着実に推進。

<療護施設の設置・運営>

	平成28年度	令和4年度
療護施設	8か所	12か所
病床数	290床	315床

<在宅で療養する重度後遺障害者を対象とした支援の推進>

○在宅で療養する重度後遺障害者を対象に**介護料を支給**するほか、介護料受給者宅への**訪問支援の実施**による精神的支援などを着実に実施。(ナスバにより実施)

	平成28年度	令和4年度
訪問支援の実施割合	66.3%	88.3%

<介護者なき後に備えるための環境整備>

○介護者なき後の生活の場となり得るグループホームや障害者支援施設の新設等を支援するとともに、開業後の人材確保に要する経費や機器整備に要する経費等を支援。

	平成30年度	令和4年度
補助対象事業者数	23者	45者

※自動車損害賠償保障法を令和4年6月に改正し、令和5年4月から、被害者支援・事故防止対策に充てる賦課金として、自動車ユーザーから年間1台あたり平均125円の賦課金を徴収。これにより、自動車事故被害者等への支援を安定的・継続的に実施するとともに、これまで財源の制約等により十分に取り組むことができなかった脊髄損傷に対応した療護施設の新設、高次脳機能障害者の社会復帰促進、被害者・遺族等団体の相談支援など、被害者支援の更なる充実を図ることとしている。

犯罪被害者等に関する情報の保護【施策番号88】

第4次犯罪被害者等基本計画

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

2 安全の確保(基本法第15条関係)

(10) 犯罪被害者等に関する情報の保護

【施策番号88】犯罪被害者等に関する情報の保護

○配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害者の保護のため、運輸支局等及び軽自動車検査協会に対し、登録事項等証明書、検査記録事項等証明書の交付請求に係る事務処理について、加害者に被害者の住所等が容易に知られないようにするため、必要な事項を通知。

(登録事項等証明書、検査記録事項等証明書の交付請求における本人確認の厳格化や、加害者による交付請求があった場合の警察署、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等への連絡等)。

○当該通知に基づく手続について、業務担当者等へ周知を行うとともに、犯罪被害者等からの申請があった場合、各運輸支局等において、**厳格な運用により情報の管理の徹底**を図っている。

○令和3年にストーカー規制法が改正(令和3年5月26日公布、同年8月26日施行)され、「GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等」が新たにストーカー行為の規制対象となった。これを受け、関係通知についても、犯罪被害者等の対象として、「位置情報無承諾取得等をされるおそれがあるもの」を追加した。

○被害者からの当該通知に基づく取扱いの実施に係る申請件数(通知以降令和5年12月末時点)

- ・運輸支局等:682件
- ・軽自動車検査協会:389件

交通事故相談活動の推進【施策番号188】

第4次犯罪被害者等基本計画

第4 支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等(基本法第11条関係)

(18) 交通事故相談活動の推進

【施策番号188】交通事故相談活動の推進

<交通事故相談活動について>

○交通事故被害者等からの交通事故に係る様々な相談に対応するため、**全国の地方公共団体に交通事故相談所等が設置**されており、令和4年度末時点で、全国の都道府県・政令指定都市に147ヵ所、交通事故相談員196名を配置。

○国土交通省においては、交通事故被害者等が全国どこにおいても質の高い交通事故相談を受けられるよう、地方公共団体の交通事故相談員の能力向上に向けた実務必携の発刊及び相談員研修を実施。

<交通事故相談員総合支援事業について>

○実務必携発刊事業(「交通事故相談ハンドブック」の発行)

交通事故相談員として最低限習得すべき実務的な内容を体系的に掲載。

令和4年度においては、「交通事故相談ハンドブック事例編」を刊行し、交通事故相談所へ配布。

また、**令和5年度においては、「交通事故相談ハンドブック資料編」を刊行予定(令和6年2月)。**

○**相談員研修事業**

令和5年度においては、都道府県・政令指定都市における交通事故相談員の初任者研修(5月)、上級研修会(事例研究及び講義)(10月)を実施済み。

公共交通事故の被害者等への支援【施策番号189】

第4次犯罪被害者等基本計画

第4 支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等(基本法第11条関係)

(19) 公共交通事故の被害者等への支援

【施策番号189】公共交通事故の被害者等への支援

○公共交通事故被害者支援室は、公共交通における事故が発生した場合、「被害者に寄り添う」ことを基本とした支援活動を実施するための組織として、平成24年4月に発足。国土交通本省において窓口を設置し、本省関係各局、地方運輸局職員等、計78名で構成(併任)(令和5年10月1日現在)。

国土交通省公共交通事故被害者支援室

室長 (バリアフリー政策課長)

※室長代理：総務課交通安全対策官

公共交通事故被害者支援企画調整官 他5名

鉄道局、海事局、航空局(各4名)、自動車局(5名)、地方運輸局・外局等(53名)

○公共交通事故が発生した際に、被害者等に対して、公共交通事故被害者支援業務及びその連絡先が記載された「コンタクトカード」を配布するなど、必要な情報提供等を行うほか、相談等の対応を行っている。

○令和5年度においても、全国10ブロック毎に公共交通事故被害者等支援フォーラムを開催し、交通事業者に対して、公共交通事故等の遺族等から講演いただくとともに、被害者等支援計画の策定の働き掛け等を行っている。また、被害者支援に従事する職員等に対して、研修等を実施した。

○平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故に関しては、遺族会との意見交換会や、遺族会・業界団体・国等が参加する安全を誓う集いを開催している。また、令和4年4月に発生した知床遊覧船事故に関しては、事故発生直後から相談窓口を24時間体制としたほか、被害者ご家族への説明会を開催する等、ご家族と相互に連絡を取り合う体制を継続し、被害者ご家族への支援を行っている。

○今後も引き続き、被害者等支援計画作成の促進、被害者等支援研修等の取組を着実に進める。